

○金融庁告示第 号

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第三十四条の十九の七第二項第一号並びに第三十四条の十九の九第一項第一号及び第二項の規定に基づき、金融庁長官が定める比率等を次のように定め、令和三年十一月二十二日から適用する。

令和三年十一月 日

金融庁長官 中島 淳一

（特例銀行業高度化等業務を専ら営む持株特定子会社に係る認定に関する自己資本比率等の基準）

第一条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第三十四条の十九の七第二項第一号に規定する金融庁長官が定める比率は、次の各号に掲げる自己資本比率等（同条第一項第三号ロに規定する自己資本比率等をいう。）の区分に応じ、当該各号に定める比率とする。

一 海外営業拠点（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号。以下「持株自己資本比率告示」という。）第二条に規定する海

外営業拠点をいう。次条及び第三条において同じ。)を有する銀行若しくは長期信用銀行又は外国に所在するバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者を子会社(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。))第二条第八項に規定する子会社をいう。以下同じ。)とする銀行持株会社(同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。)及びその子会社等(法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。次条及び第三条において同じ。)の連結自己資本比率(規則第三十四条の十第一項第四号に規定する連結自己資本比率をいう。)、海外営業拠点(銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成十八年金融庁告示第十九号。次号において「自己資本比率告示」という。))第二条に規定する海外営業拠点をいう。以下この号において同じ)を有する銀行及びその子会社等(法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。))の連結自己資本比率(規則第十七条の五第一項第三号ロに規定する連結自己資本比率をいう。))及び海外営業拠点を有する銀行の単体自己資本比率(規則第十九条の二第一項第三号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。次号において同じ。)) 十二パーセント



う。次条において同じ。）及びその他Tier1資本の額（持株自己資本比率告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本の額をいう。次条において同じ。）の合計額（当該銀行持株会社が海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社としていない場合にあつては、持株自己資本比率告示第十四条の算式における自己資本の額）に百分の五を乗じて得た額又は当該持株特定子会社の最終の貸借対照表の純資産の部の合計額のいずれか低い額とする。

（特例銀行業高度化等業務を営む持株特定子会社が保有する物品等の額の合計額）

第三条 規則第三十四条の十九の九第二項に規定する金融庁長官の定める額は、規則第三十四条の十九の六第二号に掲げる業務を営む特例子会社対象会社を持株特定子会社とする銀行持株会社及びその子会社等の普通株式等Tier1資本の額及びその他Tier1資本の額の合計額（当該銀行持株会社が海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社としていない場合にあつては、持株自己資本比率告示第十四条の算式における自己資本の額）に百分の一を乗じて得た額又は当該持株特定子会社の最終の貸借対照表の純資産の部の合計額のいずれか低い額とする。